

『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表資料

1. 基金の概要(平成20年度)

基金の名称	木材産業体質強化特別資金
法人名	全国木材協同組合連合会
基金額(国庫補助金等相当額)	303百万円(151百万円)(平成20年4月1日現在)
基金事業の概要	○ 施設整備のための資金借入に対する利子助成

2. 見直し結果(平成20年度)

項目	講ずる措置
実施した見直しの概要 (平成20年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等(※1))	○ 新規申請の受付を終了した基金であることから、国からの補助金等のうち、後年度負担の支払財源等として必要のない額を国庫へ返納するなど、毎年度基金の取扱いを検討するとともに、残事業終了時に国からの補助金等の残額を国庫へ返納
基金事業を終了する時期	○ 平成18年度をもって新規申請の受付を終了。なお、平成18年度までに採択された事業の後年度負担分については、引き続き当該基金を活用し利子助成を実施する。
次回の見直し時期	○ 次回見直しは平成23年度までに実施する。
基金事業の目標 目標達成度の評価	○ 新規受付を終了した基金 —
基金の保有割合 基金の保有割合の算出	○ 算出した保有割合は、1.0であった。算出に用いた方式及び数値については、以下の通りである。 (算出に用いた方式) 保有割合＝直近年度末の基金額÷事業が完了するまでに要する補助額及び管理費 ＝303百万円÷(279百万円＋23百万円) (算出に用いた数値) 直近年度末の基金額:平成19年度末の基金額:303百万円 事業が完了するまでに要する補助額(利子助成額):279百万円 管理費(事務費):23百万円
使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果(※2)	使用見込みの低い基金等の該当の有無 有 [有の場合]該当する理由 ○ 基準3(4)ア【基準】の①に該当 (使用見込みの低い基金等に該当する場合の検討の結果) ○ 新規申請の受付を終了した適切な規模の基金であることから、国からの補助金等のうち、後年度負担の支払財源等として必要のない額を国庫へ返納するなど、毎年度基金の取扱いを検討し、残事業終了時に国からの補助金等の残額を国庫へ返納
その他	—

(※1)「補助金等の交付により造成した基金の見直しについて」(平成20年12月24日行政改革推進本部決定)

(※2)「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準(平成18年8月15日閣議決定)」の3(4)エに基づき検討した結果は、「使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果」欄に記載する。